

平成 28 事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、これまで証券検査年度²の初めに、当該年度の証券検査の重点事項等を定める「証券検査基本方針」及び証券検査の実施予定数等を定める「証券検査基本計画」を公表してきた。

一方、金融庁では、昨事務年度より金融行政が何を指すかを明確にし、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて「金融行政方針」として公表しており、平成 28 事務年度金融行政方針においては、金融商品取引業者等³に関するモニタリングについては、関係部局が連携し、オンサイト・オフサイトを有機的に活用することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組むとされている。

証券監視委としては、金融行政方針を踏まえ、金融庁関連部局との連携を一層強化し、全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイトの一体的な証券モニタリングを実施していくこととし、金融行政方針で掲げられている考え方、取組みに基づき、金融商品取引業者等に対する基本的な取組み方針及び主な検証事項等を今事務年度から「証券モニタリング基本方針」⁴として公表することとした。

1. 証券モニタリング⁵の取組み方針

（1）証券モニタリングを巡る環境と役割

金融商品市場を取り巻く環境は、国内においては、株式市況が平成 20 年のリーマンショックを発端とした低迷から平成 25 年以降回復傾向にある中、少子高齢化等による顧客基盤の変化やマイナス金利政策の導入、海外においては、

¹ 平成 28 事務年度は平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月までを指す。

² 証券監視委では、平成 21 年度から証券検査年度を 4 月～翌年 3 月としてきたが、金融行政方針の公表時期を踏まえ、平成 28 年度より 7 月～翌年 6 月に変更している。

³ 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者等、証券モニタリングの対象となる全ての業態を指す。

⁴ 今事務年度より従来の「証券検査基本方針」を「証券モニタリング基本方針」に改め、証券モニタリングにおける基本的な取組み方針及び金融商品取引業者等の業態等に応じた主な検証事項について公表する。また、モニタリング方法の見直しに伴い、今事務年度より検査実施予定先数の公表は行わないこととした。

⁵ 本方針において証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査を指し、オフサイト・モニタリングは、オンサイトによる検査以外で証券監視委、監督局、検査局、各財務局等が連携、あるいは必要に応じて証券監視委が直接、金融商品取引業者等に対する報告聴取、ヒアリング、関係先等との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

中国・新興諸国の経済成長の減速や、英国の EU 離脱方針決定など様々な動きがある。また、IT 技術の急速な進展に伴い FinTech と呼ばれる金融・IT 融合の動きが加速している一方で、サイバー攻撃の脅威は更に高まっており、金融商品取引業者等によるシステムの安定稼働のための対応が喫緊の課題となっている。

一方で、証券モニタリングの対象業者数は、全体で延べ約 8,000 社の規模となっており、その業務内容や取り扱う商品、取引手法は多様化・複雑化している。このため、証券モニタリングにおいては、経済環境や業界動向等のマクロ的分析を踏まえたモニタリングの重要性が益々高くなっている。更に、本年 3 月に適格機関投資家等特例業務に係る改正金融商品取引法が施行されるなど、投資者保護上の問題に対しても引き続き厳正に対処していく必要がある。

証券モニタリングの役割は、こうした環境の中、証券監視委の使命である、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を実現するため、金融商品取引業者等が自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう証券モニタリングを通じて促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

(2) 基本的な取組み方針

証券監視委は、これまで主にオンサイト・モニタリングにより法令遵守態勢、内部管理態勢、リスク管理態勢や財務の健全性に重点を置いて検証を行ってきた。

証券監視委では、新たな証券モニタリングの取組みとして、全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイトのモニタリングを一体的に行うこととし、金融商品取引業者等の業態、規模その他の特性等を踏まえつつ、3つの防衛線の考え方⁶に基づき、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施していく。

また、オフサイト・モニタリングの結果を踏まえて、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定し、オンサイト・モニタリングにおいては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を進め、問題が認められた場合には、その問題の根本的な原因を究明していく。

⁶ 第1の防衛線は、フロント部門が業務上の各種リスクを認識した上で自らリスク管理を行い、第2の防衛線であるリスク管理部門・コンプライアンス部門が、第1線の管理の支援と第1線による管理の実効性を検証する。さらに、第3の防衛線として内部監査部門が第1・第2の防衛線が有効に機能しているか検証・評価する考え方。

2. 規模・業態別の主な検証事項

証券モニタリングでは、金融行政方針で掲げている具体的な重点施策を踏まえ、金融商品取引業者等の業態等に応じて、主に以下の事項について検証を行っていく。

(1) 大手証券会社グループ⁷

大手証券会社グループについては、ビジネスモデルの動向、それを支えるガバナンス機能、リスク管理態勢、内部管理態勢の適切性に重点を置いた証券モニタリングを実施し、フォワードルッキングな観点から、グループ全体の課題や業務運営上のリスクについて検証を行う。

特にフロント部門が経営戦略を理解した上で自らのリスクを認識・管理しているか、リスク管理部門やコンプライアンス部門によるフロント部門へのけん制及びフロント部門による管理の実効性の検証が機能しているか、さらに内部監査部門による検証機能が有効に機能しているか検証し、必要に応じて改善を促していく。

また、大手証券会社グループにおいては、海外拠点を含めたグループ全体のビジネス動向を把握した上で、ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢が有効に機能しているかについて、各社の経営方針を踏まえつつ検証を行う。

さらに、不公正取引の未然防止の観点から法人関係情報が厳格に管理されているか、DMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）取引やアルゴリズムを利用した高速取引に対して実効性ある売買審査態勢の構築が図られているか、企業への円滑な資金供給のための仲介機能としての有価証券の引受業務における引受審査の適切性等について引き続き注視していく。

(2) 大手証券会社グループ以外の証券会社

大手証券会社グループ以外の証券会社については、顧客の高齢化等による顧客基盤の変化や収益構造の変化を分析するとともに、証券会社の規模・特性に応じて、業務運営の適切性について検証を行う。また、ガバナンスについて、形式的な整備にとどまらず業務の運営状況に応じた実効性のある態勢が確保され有効に機能しているか、内部監査について、独立した部署として有効に機能しているか等について規模や特性を踏まえつつ検証を行う。

上記に加え、外国証券会社については、本国におけるビジネスモデル、収益動向を踏まえつつ、本邦拠点の業務運営状況について検証を行う。また DMA 取引やアルゴリズムを利用した高速取引に対して実効性ある売買審査態勢の構築が図られているか注視していく。

また、地域で活動する証券会社については、昨事務年度において、発行体の財務状況等について、実態と異なる説明等を行い、債券を顧客に勧誘・販売していた事案が発覚したことを踏まえ、取り扱う商品のリスクの所在を十分検討しているか等について検証を行う。

⁷ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

(3) 外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者（FX 業者）については、外国為替市場に大きな影響を与えるイベントが発生した場合に備えて、投資者保護上の措置（例えば、イベント発生が予想できる場合に、流動性が急激に低下したことに伴うスプレッドの拡大やスリッページが発生する可能性等について事前に顧客へ周知しているか）が講じられているか、また FX 業者自身のリスク管理態勢が整備されているか等について検証を行う。

(4) 投資運用業者

投資運用業者については、投資運用業者自身のガバナンスの構築状況（系列販売会社との間における経営・業務運営の独立性、利益相反の管理態勢の状況、議決権行使の状況等）、運用するファンドのガバナンスの構築状況（顧客目線に立った運用・管理態勢の構築状況等）、内部管理態勢や内部監査の状況について実態把握を行い、今後の効果的な証券モニタリングを行うためのベンチマークの策定につなげていく。

(5) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等について検証を行う。

なお、最近の新たな取組みとして、ロボアドバイザーを活用した投資アドバイス、投資運用サービスを提供する動きが見られており、活用実態等の把握に努める。

(6) 第二種金融商品取引業者

第二種金融商品取引業者については、出資対象事業の実態や出資金が適正に運用・管理されているか検証を行う。

(7) 適格機関投資家等特例業務届出者

適格機関投資家等特例業務届出者については、出資対象事業の実態や出資金が適正に運用・管理されているか検証するほか、適格機関投資家の出資状況の実態等について検証を行う。

また、平成 27 年の金融商品取引法改正により出資者の範囲の制限、行為規制の拡充や行政処分権限等が整備されたことを踏まえ、改正法施行後（平成 28 年 3 月 1 日以降）の業務の運営状況等について重点的に検証を行い、必要な対応を行っていく。

(8) その他の証券モニタリング対象先

登録金融機関、信用格付業者、金融商品仲介業者、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえつつ、リスクベースで証券モニタリングを実施していく。

(9) 無登録業者

無登録業者による投資者被害を防止するため、監督局、各財務局等、捜査当局等との連携を強化し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

3. 業態横断的なテーマ別モニタリング

金融商品取引業者等のガバナンス、システム、リスク管理、内部監査、法令遵守の状況については、金融商品取引業者等の規模・特性を踏まえつつ、業態横断的な視点で検証し、必要に応じて改善を促していく。

また、テーマ別モニタリング項目として、顧客本位の業務運営の実施状況、サイバーセキュリティ対策の実施状況、DMA取引やアルゴリズムを利用した高速取引注文が増加していること等を踏まえた証券会社の売買審査の実施状況について、監督局、検査局と連携して検証していくとともに、市場環境の変化等に応じて機動的にテーマ別の検証に取り組んでいく。

4. オンサイト・モニタリング

オンサイト・モニタリングについては、オフサイト・モニタリングの結果等を総合的に勘案した上で、リスクベースでその対象先を選定するとともに、必要に応じて検証項目を絞り込んだオンサイト・モニタリングを実施するなど機動的に対応していく。

オンサイト・モニタリングを行うに当たっては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本的な原因を究明するために経営方針・戦略、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証を行い、実効性ある再発防止策の策定に役立てていく。

5. 財務局及び関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、従来以上に連携を密にして証券モニタリングを実施していくこととし、金融商品取引業者等に対する証券モニタリングの目線統一を図るため、証券監視委は、各財務局等におけるオフサイト・モニタリングの着眼点や実施状況、オンサイト・モニタリングの計画、実施等について、指導・調整機能を発揮していく。

また、各財務局等が監理する金融商品取引業者等に対しても、オフサイト・モニタリングの結果、業務運営上のリスクが高い業者等や検証を要する対象が複数の財

務局等にまたがる場合等には、証券監視委によるオンサイト・モニタリングや関係財務局等との合同オンサイト・モニタリングを実施していく。

自主規制機関等の関係機関との間では、引き続き連携し、問題意識を共有することで証券モニタリングを効率的に進め、市場の公正性・透明性の確保を図っていく。また、証券監視委による証券モニタリングと自主規制機関による監査・検査の役割・連携について検討していく。

6. 証券モニタリング後のフィードバック

証券監視委では、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集の内容を充実させるとともに、監督局と連携し、必要に応じて個別の金融商品取引業者等に対して証券モニタリング結果のフィードバックを行うなど、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。